

(仮称)多世代交流拠点施設基本計画 概要版

(1) 施設の位置づけ

- 人権文化センターと青少年センターの2つの公共施設の持つ機能を統合し、これまで両施設が担ってきた人権啓発や青少年健全育成等という役割や位置づけ、培ってきた文化、取り組みなどを継承するとともに、新たな交流の拠点として整備します。

<統合する2つの公共施設の概要>

人権文化センター

人権文化豊かな社会を築くことを目的として、市民の福祉の向上並びに生涯学習及び地域交流の促進を図る開かれたコミュニティの場として、総合生活相談や人権啓発、にじのとしょかん及び人権資料室の運営、伝承文化公演会、貸館等の事業を行っている。

青少年センター

基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の教養を高め、その健全な育成に資する施設として位置づけられており、概ね30歳までを対象とした多種多様な講習講座の開催をはじめ、子どもの居場所づくりに取り組んでいる。

<両施設の機能統合や複合化を行うことにより期待される主な効果>

- 富秋中学校区等の新たなまちづくりの拠点の創出
- 子どもや若者、高齢者など多世代の交流、地域団体間での新たなつながりの創出
- 交流機能向上に伴う、自然な見守りや、日常及び災害時における助け合いや支え合い等
- 利用者の利便性の向上や効果的な行政サービスの提供
- 施設管理面での効率性の向上、施設の省スペース化 など

(2) 実施する事業

- 実施する事業は以下を想定しています。
*示した事業の内容については確定したものではありません。

■人権に関する事業…人権文化豊かな社会を築くための啓発研修講座等の事業

- *人権啓発に係る講座・イベント（講演会、映画上映等）
- *地場産業、伝承文化の講座（ガラス玉作り、人造真珠アクセサリー作り等）
- *人権資料室（人権啓発の企画展示、人権資料の収集・保管、人権資料室管理運営）
- *YOU・優・ロビー登録団体の交流促進や活動等に対する支援

■各種相談に関する事業…市民の生活上の課題や子どもたちの悩みを解決するための各種相談事業

- *日常生活相談（人権、健康・福祉、住宅、教育・保育、就職・就労等）
- *カウンセリング相談（心理カウンセラーによる月2回の相談）
- *進路選択相談（子どもたちの進学、進学後の継続相談、就職に向けた支援）
- *子ども電話相談

■伝承文化保存継承に関する事業…地域の歴史や文化、盆踊り等の保存・継承を目的とする事業

- *伝承文化公演会等の開催（人権文化講座、信太山盆踊り保存会による踊り等）

■青少年育成に関する事業…青少年の教養を高め、健全な育成を目的とする体験・講座等の事業

- *ユースゼネレーション（学校の長期休み期間を利用した体験・学習講座）
- *ふれあいサタデー（土曜日を利用した交流を目的とした体験・学習講座）
- *青少年フェス（講座体験イベント）
- *人権・防災・平和・環境問題等の学習講座

■子ども・子育て支援に関する事業…保護者や子どもが気軽に集い交流できる場づくり等の事業

- *子育て支援に関する講座・イベント
- *子ども電話相談受け手ボランティア養成講座
- *読書普及活動（読み聞かせや地域交流イベント、展示等）

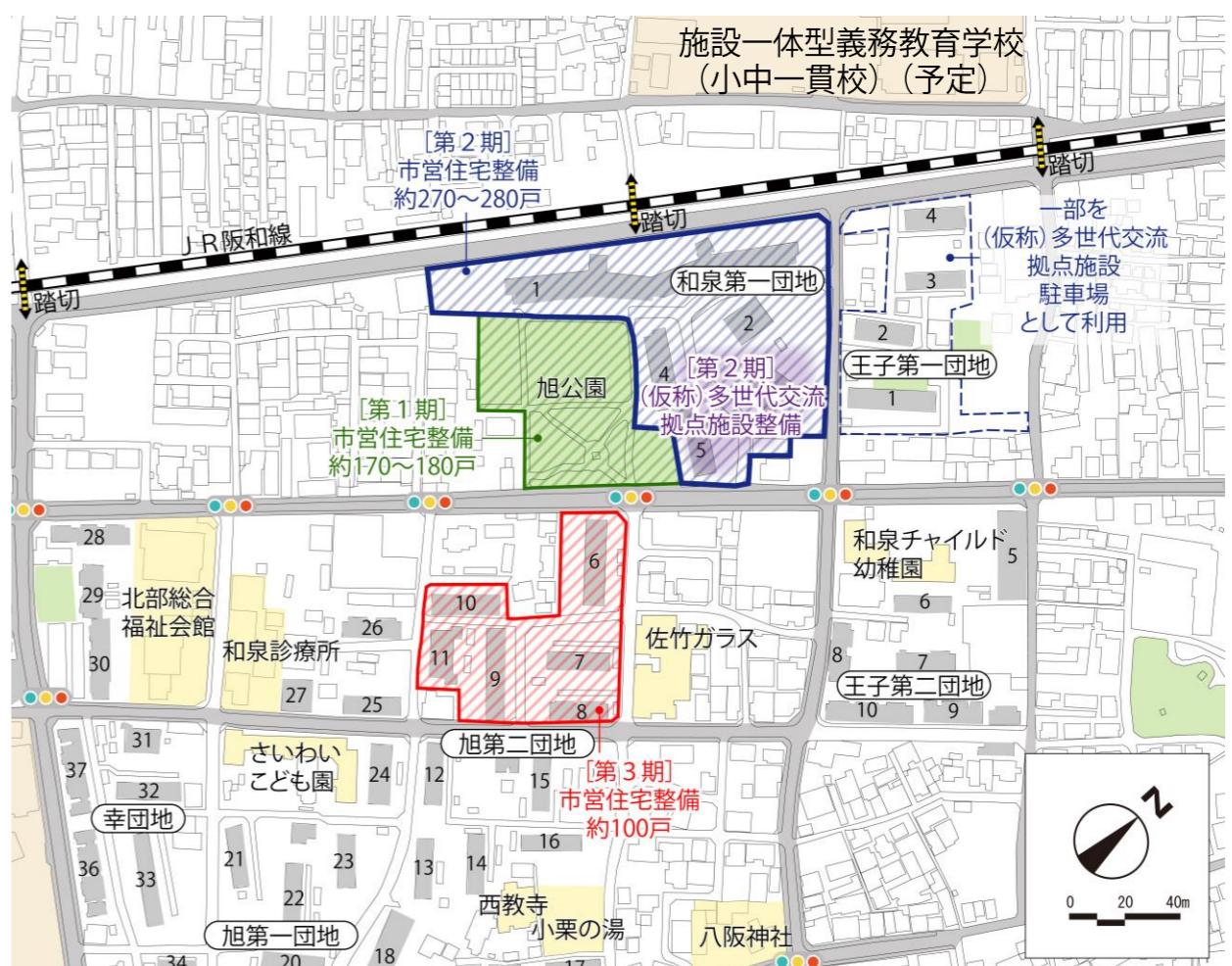
■その他の事業…交流促進や人権啓発のための貸し館や自習室の管理運営、情報発信等の事業

- *貸し館、自習室の管理運営
- *事業の周知、情報発信

(3) 整備位置

- 現在の和泉第一団地の敷地に、市営住宅と一体的に整備予定。

<整備位置>



(4) 想定スケジュール

～令和4年3月	基本計画作成
令和4年～6年度	事業者選定、契約等
令和7年～9年度	市営住宅・(仮称)多世代交流拠点施設の設計 及び市営住宅第1期整備工事
令和10年～12年度	整備工事（市営住宅第2期工事と同時期）
令和12年度	完成（予定）

※民間活力導入可能性調査業務での想定スケジュールであり、今後変更する可能性があります。
※よりよい建替事業とするために、民間事業者の提案を公募する方式（官民連携事業）の活用を検討しています。

(5) 整備コンセプトと整備方針

整備コンセプト 人権を尊重し、助け合い・支え合いの輪を広げる場 —自然と集まるみんなの居場所—

方針1 隣保館機能を有し、青少年育成の拠点となる施設

- 人権啓発を推進する施設計画
- 青少年の健全育成を図る施設計画
- 生活上の課題や子どもたちの悩みを気軽に相談できる施設計画
- 子どもや若者が日常的に集い・学び・遊べる施設計画

方針2 市民福祉の向上や地域コミュニティの拠点となる施設

- 誰もが気軽に利用でき、長時間居続けられるような施設計画
- 自然な出会いや交流が生まれやすい施設計画

方針3 周辺の環境や地域と調和した施設

- (仮称)多世代交流拠点施設と市営住宅の一体的な土地利用を生かした施設計画
- 周辺環境や地域とも調和した良好な環境の整備
- 地区の魅力向上に寄与する景観・まちなみの形成

方針4 安全・安心・快適に過ごせる施設

- 安全・安心・快適に過ごせる施設としての基本性能の確保

方針5 将来を見据え、持続可能性を有した施設

- 環境負荷の低減やエネルギー効率に配慮した施設計画
- 効率的な施設管理やライフサイクルコストの縮減に配慮した施設計画

(6) 設置する諸室

・下表の諸室等を整備するとともに、子どもをはじめ様々な人が時間を過ごせる屋外空間も確保する計画です。

*1 室名	大きさ等	室等の設置の考え方
●相談室	3室	・相談しやすい静かな場所に配置する
●大会議室 ^{※2}	1室 (定員約300名)	・会議やイベント時の利用だけでなく、災害時にも活用できることを想定した設え・設備とする
●視聴覚室	1室 (定員約55名)	・映像を活用した啓発事業（映画上映等）、会議、研修等で使用することができる設え・設備とする
●貸室 ^{※2}	3室 (定員約45～80名/室)	・オープンな使い方（共用空間に開く等）とクローズな使い方（共用空間から見えないようにする等）の両方が可能な設えとする ・全3室のうち1室は、転んでも衝撃の少ないクッション性が高い床仕上げとする
●共用活動室 ^{※2}	1室（定員約35名）	・人権に関する活動を行う登録団体の活動スペースとする
●地域交流スペース	—	・様々な利用ができる場とし、出会いや交流が生まれるようエントランス付近に配置する
●自習室	2室 (定員約45名/室)	・個人の読書・学習や、小学生が複数人で取り組む自由研究など、様々な使い方ができるようにする
●人権資料室 (展示スペース)	1室 (配架・閲覧スペース、事務所含む)	・誰もが訪れやすい配置・動線・設えとする ・展示案内がしやすいよう、執務室と近い位置に配置する
●人権資料収蔵庫 (併設)	—	・人権資料や人権図書を収蔵するスペースとする
●執務室	(打合せスペース、書庫、備品庫、更衣室、コピー室、印刷室含む)	・初めて訪れる人でも気軽に利用・相談しやすいように、エントランスなどから目が届きやすい位置に配置する
●共用部分	(施設の2～3割)	・ホールは様々な利用ができる場とし、可動式イスなどの設備が設置できる設えとする ・授乳スペースや多目的トイレの設置も想定
計		3,000 m ² 以下（屋内）
●屋外テラス		・子どもが思い切り遊べる屋外活動スペース。プレーパーク ^{※4} としての利用も想定
●自由ひろば ^{※3} (屋外活動スペース)	参考：青少年センター園庭 約1,400 m ²	・様々な利用ができる場とし、子どもや若者が普段から集まり自由に時間を過ごせる場とする

※1 室名等は決定したものではありません。（施設の魅力向上や機能充実等のため変更する場合があります）

※2 可動間仕切り等で室を分割可能とする想定。（貸室については全3室のうち2室は分割可能とする想定）

※3 自由ひろばのほか、市営住宅用地を含めた「とみまち広場」のオープンスペースでさまざまな活動・イベントが行われることを想定。

※4 子どもたちが、自分たちの自由な発想で「遊び」を作り出すことのできる遊び場のこと。

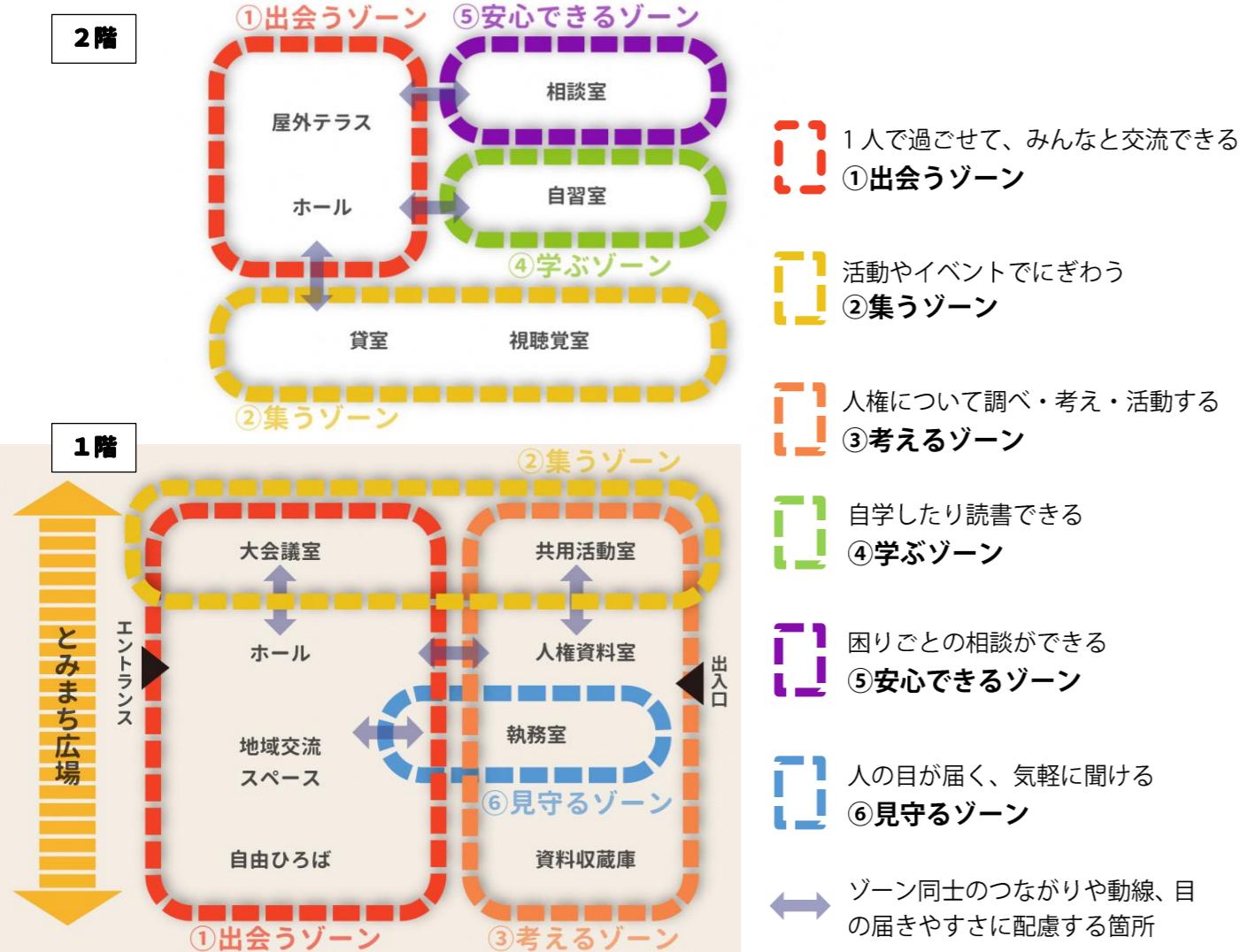
(7) 施設のゾーニング

- ・新たな施設では、「出会う」「集う」「考える」「学ぶ」「安心できる」「見守る」の6つのゾーンを設けることとします。

<ゾーニングのポイント>

- * メイン動線のとみまち広場や、各諸室からアクセスしやすい場所を、交流が生まれる「出会うゾーン」に
- * 交流が生まれる「出会うゾーン」に連続する場所を、様々な活動やイベントが行われる「集うゾーン」に
- * 「出会うゾーン」に近く、自然に足を運ぶ場所を、人権活動や人権資料の展示が行われる「考えるゾーン」に
- * 静かに集中、安心できる場所（2階など）を、自学や読書、相談が行われる「学ぶゾーン」「安心できるゾーン」に
- * 気軽に利用・相談したり、活動に参加できる雰囲気をつくるため、「出会うゾーン」などから目が届きやすい場所を「見守るゾーン」に

<ゾーニングイメージ>



※このゾーニングイメージは、2階建てを想定した場合の1つのイメージです。具体的なゾーニングは、今回の基本計画を元に、民間事業者からの提案を受けて決定する予定です。

(8) 駐車場・駐輪場の設置について

- ・駐車場台数は、現在の駐車場利用状況より、60~70台程度とします。※平面駐車場を想定
- ・駐車場は、可能な範囲で、同一敷地内に整備しますが、敷地面積が限られることから、隣接する現在の王子第一団地の敷地にも一部を整備します。
- ・駐車場は、有料駐車場として整備し、一定時間内の利用は無料とするなどの措置を行います。
- ・自転車等置き場は60台程度とし、敷地内に整備します。

(9) 施設の管理・運営について

■施設の管理のあり方について

- ・施設の建物等管理（建築設備等の点検・管理、清掃営繕、樹木剪定など）は、施設建設を行う民間事業者のノウハウを生かし、民間事業者が施設管理を実施することを検討していきます。

■円滑な事業の実施に向けた施設の運営のあり方について

- ・人権文化センター及び青少年センターの運営は、人権に関する事業や伝承文化保存継承に関する事業、青少年育成、子育て支援等の事業について深く理解し、精通した方々とともに運営してきました。新たな施設では、両施設が担ってきた人権啓発や青少年健全育成等という役割や位置づけ、培ってきた文化、取り組みなどを継承できるよう、運営方法を検討していきます。

■まちづくりの実現に向けた施設の運営のあり方について

- ・新たな施設のコンセプトである「人権を尊重し、助け合い・支え合いの輪を広げる場」としていくためには、施設利用者や市民・地域住民、地域団体が主体的に施設を利用・活用していくことが大切であり、利用しやすくなる柔軟なマネジメントが重要となります。
- ・本計画の検討期間中に行った意見交換会（富まちミーティング）で出された意見も参考しながら、まちづくりにつながる施設運営のあり方について検討していきます。